

議会受付番号	鎌議第 1591 号
質問者	渡邊 昌一郎 議員
答弁する者	市長(市民活動部観光商工課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

平成23年度 着地型観光事業における「手書き請求書」の件

2 質問の要旨

近年、民間企業では担当者がパソコンで請求書を発行すると、営業本部や経理部門に請求数字が伝わるシステムになっている。旅行業界最大手のJTBであればパソコンで発行するはずである。

しかしながら、今回の事業ではJTBの請求書は手書きで書かれている。今時、請求書を手書きで発行するのは、何らかの特別な理由がある時である。

何故、あえて手書きとしたかをJTBに確認して理由を公開してほしい。

また、請求書には担当者の氏名が明記されていない。この発行人はJTBの誰なのか。請求書を発行するのにJTBが担当者氏名を記入しないのはあり得ない。何故、担当者氏名が記入されていないのか？

JTBのレターヘッドで回答・添付して回答されたい。

3 答弁

当時の担当者に確認したところ、JTBでは当時請求書をプリンターより自動的に出力させたものと手書きのものを併用して運用しており、ご指摘の請求書については、「本件への請求については～」という文言を挿入する上で自動出力では対応できなかったため、手書きで対応したとのことです。

また、担当者の氏名については当該請求書の下段に記載されていますが、当該請求書は、鎌倉市情報公開条例に基づく行政文書公開請求があった際、鎌倉市情報公開条例第6条第1号に規定する特定の個人を識別できるものと判断し、非公開としたものです。

なお、文書質問に対しては、鎌倉市議会基本条例第7条第5項の規定により、答弁書にて回答します。